



平成 23 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 小松ウオール工業株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 加納 裕  
コ ー ド 番 号 7949 東証第一部  
問 合 せ 先 取締役執行役員  
総務部長兼人事部長 本彦 義夫  
TEL 0761-21-3234

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更を行うことについて、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の積極的な意思決定・業務執行を可能とするための環境整備を目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨並びに社外取締役として優秀な人材を確保するために社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第 426 条第 1 項および会社法第 427 条第 1 項に基づき、定款変更案第 28 条（取締役の責任免除）として新設するものであります。また、現行定款第 28 条から第 34 条までを 1 条ずつ繰り下げるものであります。
- (2) 監査役の責務である良質な企業統治体制を確立するための環境整備を目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨並びに社外監査役として優秀な人材を確保するために社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第 426 条第 1 項および会社法第 427 条第 1 項に基づき、定款変更案第 36 条（監査役の責任免除）として新設するものであります。また、現行定款第 35 条以下を 2 条ずつ、繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙新旧対照表のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 23 年 6 月 23 日  
定款変更の効力発生予定日 平成 23 年 6 月 23 日

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 353 676 387">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="172 427 564 461">第19条～第27条 [条文省略]</p> <p data-bbox="188 499 268 533">(新設)</p>          <p data-bbox="284 1088 676 1122">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="172 1162 564 1196">第28条～第34条 [条文省略]</p> <p data-bbox="188 1234 268 1267">(新設)</p>	<p data-bbox="922 353 1315 387">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 427 1203 461">第19条～第27条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="810 499 1187 533"><u>第28条 (取締役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="922 533 1422 768"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p> <p data-bbox="884 792 1422 1032">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="922 1088 1315 1122">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 1162 1203 1196">第29条～第35条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="810 1234 1187 1267"><u>第36条 (監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="922 1267 1422 1503"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p> <p data-bbox="884 1527 1422 1767">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

以上